

有識者構成員からの意見

- 5－1 大久保構成員意見
- 5－2 小西構成員意見
- 5－3 松坂構成員意見
- 5－4 中島構成員意見

大久保委員提出意見

第 2 次犯罪被害者等基本計画(仮称)案

はじめに

平成16年12月、犯罪被害者等基本法（以下「基本法」という。）が制定され、我が国の犯罪被害者等施策は、新たな段階に進んだ。

それまでも、昭和55年に制定された犯罪被害者給付金支給法による犯罪被害給付制度、平成8年に制定された被害者対策要綱に基づく警察における総合的な被害者対策、平成11年に検察庁に導入された被害者等通知制度、平成12年に制定されたいわゆる犯罪被害者保護二法による刑事手続における犯罪被害者の保護等、各省庁において、それぞれ、犯罪被害者等施策を進めており、これらの取組は、一定の成果を上げてきたといえる。しかしながら、これらの取組は、政府全体としての取組ではなく、社会においても、必ずしも十分な理解が示されていたとは言いがたかったこともあり、犯罪被害者等は、十分な支援を受けられないなど、依然、厳しい状況に置かれていたと言っ

てよい。そのような中、「様々な犯罪が跡を絶たず」、「国民の誰もが犯罪被害者等となる可能性が高まっている今こそ、犯罪被害者等の視点に立った施策を講じ、その権利利益の保護が図られる社会の実現に向けた新たな一步を踏み出さなければならない」（基本法前文）として、平成16年12月、基本法が制定されたのである。同法は、犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とし、犯罪被害者等のための施策の基本理念を明らかにして、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するための基本構想を示している。

その後、平成17年12月、基本法に基づき、犯罪被害者等基本計画（以下「第1次基本計画」という。）が策定された。同計画は、個別具体的な施策の着実な実施を図っていくため、4つの基本方針（①尊厳にふさわしい処遇を権利として保障すること、②個々の事情に応じて適切に行われること、③途切れることなく行われること、④国民の総意を形成しながら展開されること）の下、5つの重点課題（①損害回復・経済的支援等への取組、②精神的・身体的被害の回復・防止への取組、③刑事手続への関与拡充への取組、④支援等のための体制整備への取組、⑤国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組）を掲げ、各府省庁が実施すべき施策をこの重点課題に振り分け、整理して示している。また、国の行政機関相互、地方公共団体及び様々な関係機関・関係者と連携・協力を図ること、犯罪被害者等の意見を施策に適切に反映すること、施策の実施状況の検証・評価・監視を行うことなど、犯罪被害者等のための施策が全体として効果的・効率的に行われるための推進体制に関する施策についても示している。

そして、基本法により内閣府に設置され、官房長官を会長とし、関係閣僚及び有識者から構成される犯罪被害者等施策推進会議（以下「推進会議」という。）及び推進会議決定により設置され、犯罪被害者等施策推進会議令により置かれた専門委員（関係行政機関の職員及び有識者）等から構成される会議を犯罪被害者等施策の推進の枠組みとし、同枠組みの下、各府省庁は、第1次基本計画に基づき、各施策を着実に実施してきた。

例えば、「刑事手続への関与拡充への取組」では、被害者参加制度、仮釈放審理において被害者等の意見等を聴取する制度、少年審判の傍聴を可能とする制度などが導入された。これらの取組により、犯罪被害者等からの「事件の当事者」として事件の真相を知りたい等の要望に応えるとともに、刑事手続において被害者は証拠として扱われているにすぎないと批判された従来の状況については、一定の改善が図られたと言える。また、「損害回復・経済的支援等への取組」については、損害賠償命令制度が導入されたほか、重度後遺障害者に対する障害給付金及び生計維持関係のある遺族に対する遺族給付金について、その最高額を自賠責保険並みの金額に近づけ、最低額も引き上げるなど、犯罪被害給付制度の拡充が図られた。損害賠償命令制度の導入は、損害賠償の請求に関する犯罪被害者等の労力を軽減し、簡易迅速な手続きによる救済を可能にするものとして評価でき、犯罪被害給付制度の拡充は、犯罪被害者等に対する経済的支援の分野における大きな改善であると言える。

また、基本法により、国との役割分担を踏まえ、地域の状況に応じて施策を策定し実施することとされた地方公共団体は、施策担当部局の設置、犯罪被害者等への総合的対応窓口の設置、具体的施策の実施などの取組を始めた。平成22年7月現在、全都道府県で施策担当部局及び総合的対応窓口が設置されており、市町村については、約9割が施策担当部局を設置し、半数を超える市町村が総合的対応窓口を設置している。そして、国、地方公共団体、日本司法支援センター、犯罪被害者支援団体等の連携協力も進んできた。

総じて、犯罪被害者等施策は、第1次基本計画の推進により、大きく進展したものと言える。

しかしながら、内閣府が平成20年度に実施した「犯罪被害者等に関する国民意識調査」によると、国民一般のうち、「裁判員制度」の意味がわかる者は約8割であるのに対し、「犯罪被害者等基本法」及び「被害者参加制度」の意味がわかる者は1割ないし2割しかおらず、犯罪被害に関する国民一般の理解は十分ではないと言わざるを得ない。また、同調査によると、「被害者支援に関心がある」との設問に対し肯定的回答をした者は約5割にとどまっており、国民一般の犯罪被害者等支援ないし犯罪被害者等に関する関心も、

高いとは言えない。

一方、内閣府が平成 21 年度に行った「犯罪被害類型別継続調査」によると、犯罪被害者等のうち、その精神健康状態が重症精神障害相当とされる者の割合は一般対象者の~~数倍以上~~9~10 倍程度にもなり~~となっており~~、犯罪被害が精神健康状態に及ぼす影響の大きさがうかがえる。また、主観的回復状況が悪化傾向にある犯罪被害者等は、加害者だけでなく、捜査・裁判機関の職員、医療機関の職員、民間団体の者、報道関係者、近所・地域の住民、職場・学校~~の者~~関係者、友人・知人、家族など、様々な者から高い割合でいわゆる二次被害を受けたと感じていることが明らかとなっている。そして、犯罪被害者団体や犯罪被害者支援団体からは、依然として、犯罪被害者等が関係する様々な問題について、改善を求める要望が寄せられている。

もとより、第 1 次基本計画の推進により、犯罪被害者等の抱える問題がすべて解決されたわけではなく、今後とも、政府全体として、更なる取組の強化を図っていくと共に国民の理解と配慮・協力を一層促す~~とともに、~~必要がある。《13 行目と 14 行目を入れ替えました。》

今般、第 1 次基本計画の計画期間が平成 22 年度末で終了することから、犯罪被害者等の権利利益の保護が一層図られる社会を目指し、第 2 次犯罪被害者等基本計画（以下「第 2 次基本計画」という。）を策定することとする。

第2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

2 安全の確保（基本法第15条関係）

(3) 犯罪被害者等に関する情報の保護

ア 法務省において、証拠開示の際に証人等の住居等が関係者に知られることがないように求める制度について、また、性犯罪の被害者等について公開の法廷では仮名を用いる運用がなされていることについて周知を徹底させるとともに、検察官等の意識を向上させる。【法務省】

イ 警察による被害者の実名発表、匿名発表については、犯罪被害者等の匿名発表を望む意見と、マスコミによる報道の自由、国民の知る権利を理由とする実名発表に対する要望を踏まえ、プライバシーの保護、発表することの公益性等の事情を総合的に勘案しつつ、個別具体的な案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮する。【警察庁】（再掲：第5，1）

ウ 警察における「再被害防止対象者」に指定されている被害者からの要望により、住所閲覧の制限ができる【総務省】を付け加えていただきたい。

平成 22 年 12 月 24 日

第 8 回 基本計画策定・推進専門委員等会議

パブコメと修正案についての意見

委員 小西聖子

1) パブコメには当事者、支援団体、関連団体、学会等から膨大な意見が寄せられており、犯罪被害者支援への社会の関心は高いことを示している。また当事者にしても支援者にしても具体的な意見が増えており、実際の困難が可視化されてきていると考える。今後の方向を考えるためにも、現在 A 以外の評価になっている意見についても、これらの内容を重視すべきである。また膨大な量の意見の整理に当たられた施策推進室にも感謝したい。

2) II-第1-2-(3)「犯罪被害者等に対する臨床心理士等のカウンセリング等心理療法・・・」については修正に賛成する。この「検討の会を設置して検討をおこない・・・」という意見への見解が複数個所に見られることから、検討の会において実質的で有効な検討が行われることが重要であることを述べたい。

3) II-第2-1-(15)ワンストップセンターについて数値目標や期間を明言した目標を掲げるという意見、積極的に推進せよという意見が複数出されている。現在警察庁においてモデル事業を行っているところであるのは理解するが、性暴力被害者に対しての急性期からの総合的な対応が犯罪被害者等基本計画の進展の中で、焦点を当てるべき領域のひとつであるのはパブリックコメントを見ても間違いないことである。また多様な運営方法がありうることもわかる。これらの意見を考慮して、以下のような修正を提案する。

(15)イ 警察庁において、平成 22 年度に実施した・・・その結果を関係省庁及び犯罪被害者支援団体に提供する。

(修正案)下線部を挿入する。

→警察庁において、平成 22 年度に実施した・・・モデル事業の検証を速やかに行い、さらなる支援センターの開設促進に役立つよう、その結果を関係省庁・・・」

以上

意見書

平成22年12月24日

構成員 松坂英明

第1

番号119と120（日弁連意見）は、ほぼ、同じであるところ、119はA分類で、120はB分類である。

日弁連意見120もA分類とすべきである。

119

現状では海外の文献等で有効とされているSSRIsが日本においてPTSDの治療薬として医療保険の適用になっておらず

120

我が国においてはPTSDの治療について保険適用のある薬として承認されている薬はない

第2

124は、自殺対策基本法との関連で、重要であり、Aとすべきである。

犯罪被害者支援と自殺対策と、別個の政策であるので、Bとなるが、本来はA分類となるべきである

救命救急センターに精神科医を常駐させること等は、マスコミでも報道されており一般市民にとってわかりやすくなってきている。救急医療に連動した精神的ケアについての整備がなされつつあることは事実である。

救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携は、自殺対策基本法でもある。

自殺対策基本法

（医療提供体制の整備）

第十五条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師（以下この条において「精神科医」という。）の診療を受けやすい環境の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保等必

要な施策を講ずるものとする。

第 3

番号 1 3 0

案文を修正すべきである。

ここは、日弁連の意見が重視され、A分類となった。しかし、案文の修正がない。しかし、思春期の意味を明確にするために、修正を要する。

【意見】

賛成である。ただし、施策の内容をより明確に定義する必要がある。

【理由】

まず、骨子案で使用する言葉の意味が重複しないか整理する必要がある。上記(10)では「思春期」とあり、(11)では「少年被害者」とあり、それぞれの言葉の意味の区別が明らかとなるような表現をするべきである。骨子案は国民向けの文書であり、分かりやすい表現が求められる。この意味で、「思春期」とは何を意味するのか、「少年被害者」とは何を意味するかを明確に記載するべきである。

現実には、思春期精神保健とは、主に15歳前後から20歳前後の未成年者を対象とする精神保健の意味に使用されている場合が多いので、この意味であろうが、明確に記載すべきである。

第 4

番号 1 3 2

ここでは、日弁連の意見が採用され、案文が修正となった。

過日のテレビ報道でも、毎年、児童・少年の精神疾患事案が増加している反面、それに対応できる児童精神科医が不足している現状が紹介されていた。極めて深刻な事態であり、国として早急に対策を講じる必要がある。

第1 損害回復・経済的支援等への取組

番号	重点課題別	意見内容	分類案	備考(A分類の場合は担当省庁の見解)	中島コメント
1 損害賠償への請求についての援助等(基本法第12条関係)					
1	Ⅱ 第1	(アについて) 【意見】 民事法律扶助制度の対象拡大について、総合法律支援法の改正を含め、さらに検討する必要がある。 【理由】 (1) そもそも「民事法律扶助制度の活用による損害賠償請求」は、既に実施されている制度であり、新規のものではない。現状において、民事法律扶助制度が十分に活用されていないという状況ではなく、単なる「活用」のみでは犯罪被害者等の費用負担軽減に十分でない。 (2) 現行の民事法律扶助制度は、あくまでも民事の損害賠償が対象であり、それ以外の刑事告訴、報道機関との折衝等については、扶助の対象とされていない。 犯罪被害者等のニーズは多岐に渡り、単に損害賠償の請求にとどまらないところ、①法律相談、②刑事告訴、③法廷傍聴の同行、④証人尋問、意見陳述の付添い、⑤刑事訴訟手続きにおける和解の交渉、⑥報道機関等との折衝等の支援については、当連合会が日本司法支援センターに事業委託して実施している「犯罪被害者法律援助事業」が存するのみである。同事業は、当連合会が受けた贖罪寄付のほか、当連合会が弁護士から集めた会費によって運営されているもので、財源の安定性を欠き、事業の存続が危ぶまれている。かかる事業は、本来、国費ないし公費によって賄われるべきものであり、民事法律扶助制度の対象拡大について、さらに検討する必要がある。 (3) この点について、当連合会は、2005年6月17日付の「犯罪被害者等の刑事手続への関与について」において、「被害者等が刑事手続に関連する手続(告訴手続、検察審査会に対する申立手続、記録の謄写閲覧、意見陳述など)に関し弁護士の援助を受ける場合についても法律扶助の対象とする拡充が行われるべきである。」と指摘し、また、同年8月26日付の「犯罪被害者等基本計画案(骨子)に対する意見書」においても、同旨の提言をしたところである。 (4) なお、扶助事業からは在留資格をもたない外国人が除かれている。法整備が遅れているとして国際的な批判を浴びている人身取引被害者は、そもそも民事法律扶助対象から除かれていることに留意が必要である。	A 法務省	(原案のままとする。) 御意見は、もっぱら「刑事手続への関与拡充への取組」に関する意見であるため、「損害回復・経済的支援等への取組」に関する本施策に対する意見として妥当するか否かについて疑問があるところ、現行の民事法律扶助の援助対象が民事裁判等手続に限定されていることから、犯罪被害者等の刑事手続への関与を援助対象とすることは、民事法律扶助制度自体の在り方を根拠から変更することにつながるため、より一層慎重な検討が必要であり、犯罪被害者等基本計画の中で検討を行うことは適当ではない。 なお、人身取引被害者については、不法残留等の入管法違反の状態にある場合でも、在留特別許可を付与されており、許可後は、「適法に在留する者」(総合法律支援法第30条第1項第2号)に該当することから、民事法律扶助の援助対象となり得る。	基本計画記述については、原案のままで良いと思われるが、意見10にもあるように、実施に向けての検討にあたっては、「カウンセラー等」の定義が必要になると思われる。
7	Ⅱ 第1	犯罪による生命・身体・財産・貞操等の被害を広くカバーする犯罪被害総合保険ができるよう保険会社に促すべきだと思う。そして、犯罪の防止は政府の責務であり、この保険は政府の行うべき給付を代替する性質を有することから、減税の対象とするべきだと思う。	A 金融庁	(案文の修正なし) 生命や身体、財産に関する被害など、それぞれの被害をカバーする保険については、すでに、生命保険や傷害保険、盗難保険等が存在している。 他方、犯罪の防止については、そもそも治安の改善や人々の防犯意識の向上など、犯罪そのものを減少させる取組みが必要であり、犯罪被害を包括的にカバーする保険の普及が犯罪防止につながるとは考えにくい。むしろ犯罪を誘発し、逆効果となるおそれすら考えられることから、左記意見を受け入れることは困難。	金融庁の意見にある「保険の普及が…むしろ犯罪を誘発し、逆効果になる恐れすら考えられる」については、不適切な表現と思われる。例えば、自賠責保障があることが交通事故を誘発するという実証的データがあるわけでもなく、この意味においてすべてのこのような保険制度の設立意義があるのと同じである。また、意見を読む限り、意見者は犯罪の防止のために保険をつくるよう言っているわけではなく、犯罪の防止の国の責務であると述べているにすぎない。この部分の表記について検討されるべきである。
67	Ⅱ 第1	犯人が刑を終わり出所すると、二次被害を受ける心配がある。出所する前に必ず被害者には警察から連絡があると思うが、お金がないと転居も難しいので国の力で県営住宅か市営住宅を利用できるようにしていただきたい。 現在も制度化されているが、県、市の窓口に行き聞いても、「知りません。」と答える役人が多い。二次被害を生まないために縦の流れを骨身のあるものにしていただきたい。	B		国土交通省からは案文の修正なしとあるが、意見76にあるように制度が推進されても窓口の認識が乏しい場合では、利用者に負担がかかるとと思われる。したがって、3-(1)-アを「更に推進するとともに、関係機関に周知徹底する」など情報の普及を行う旨を記載してはどうかと思われる。

第2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

番号	重点課題別				意見内容	分類案	備考 (A分類の場合は担当省庁の見解)	中島コメント
1 保健医療サービス及び福祉サービスの提供(基本法第14条関係)								
186	Ⅱ	第2	1		緊急避妊については、全被害者が緊急避妊についての情報を得られるよう、緊急避妊の情報の普及活動が必要である。また、緊急避妊については、対応拠点だけでなく、全医療機関が対応できるよう、普及が必要である。	A 厚労省	(案文の修正なし) 緊急避妊については、現時点では日本で承認されている薬がなく、国として情報の普及活動を行うのは難しいこと、また、医療機関における緊急避妊の対応については、専門性の観点から、一定の技能、知識や経験が必要であると考えられ、全医療機関での対応は困難であることから、意見を反映することができないと考える。 なお、現在、薬事・食品衛生審議会において、緊急避妊薬の承認について審議をしているところである。	本年12月24日の厚生労働省薬事分科会において緊急避妊薬(ノルレボ)の承認についての検討がなされることが既に報道されていることから、この結果を受けて検討されることを望む。

第3 刑事手続への関与拡充への取組

番号	重点課題別	意見内容	分類案	備考 (A分類の場合は担当省庁の見解)	中島コメント
1 刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等(基本法第18条関係)					
263	Ⅱ 第3	1 (1) 医療機関が保管する場合の、資機材の整備の費用を公費負担すること。	B		この件については、Bとなっているが、医療機関での体制整備についての要望が複数出ていることをふまえ、3-1-(1)において現状では「警察庁」のみの関与となっているが、「厚生労働省」と共同で検討する課題としてはどうか。
264	Ⅱ 第3	1 (1) 証拠採取等の促進にあたっては、まず国としてのルールを定める必要がある。なぜなら現状では、保管方法によっては証拠として採用されない可能性があるためである。また採取にあたっては、正しい情報を適切な方法で提供した上で、犯罪に遭った方の意向を最大限に尊重していただきたい。	B		
265	Ⅱ 第3	1 (1) 医療機関での性暴力についての証拠採取においては、医療機関での器材の整備をするとともに、証拠として利用できる保管のルールを早急に策定する必要がある。また証拠採取にあたっては、本人の意思を尊重するのが最も優先すべきことであることを明記すべきである。子どもの場合の証拠採取については、特別な配慮を明記すべきである。	B		
266	Ⅱ 第3	1 (1) 【意見】賛成である。 【理由】性犯罪被害者が警察署よりも先に病院へ行った場合に、希望すればその場ですぐに証拠採取が可能となることは被害者にとっても望ましく、今後、ワンストップ支援センターが設置された際にも有効である。	C		

第4 支援のための体制整備への取組

番号	重点課題別	意見内容				分類案	備考 (A分類の場合は担当省庁の見解)	中島コメント
1 相談及び情報の提供等(基本法第11条関係)								
391	Ⅱ	第4	1		相談及び情報の提供等 この中に、「地域包括支援センターの体制整備と活用」を付け加えることを提言する。地域包括支援センターが今後、高齢者虐待だけではなく、障害者虐待から児童虐待にも、包括的にかかわっていく機関になることを踏まえ、地域包括支援センターでの体制整備にも取り組むべきと思われる。地域包括支援センターでは、現在、社会福祉士と保健師がペアで対応しており、保健福祉の視点から被害者に係ることが可能である。先日、地域包括支援センターに精神保健福祉士の配置も意見具申されたところであり、犯罪被害者支援に地域包括支援センターが関わる意義は大きいと言える。	A 厚労省	(案文の修正なし) 地域包括支援センターについては、介護保険法に基づく施設であり、「被保険者に対する虐待の防止」等(介護保険法第115条の44)の事業を実施することとされており、障害者、児童等の介護保険法上の被保険者以外の者を対象とすることは想定されていない。ただし、地域包括支援センターは、各市町村において必要な体制を確保した上で、地域の実情に応じて各市町村の一般財源により、介護保険法上の被保険者以外の者を対象とする事業を行っている例もある。 なお、「障害者虐待から児童虐待にも、包括的にかかわっていく機関になること」、「精神保健福祉士の配置も意見具申されたところ」という記述は事実誤認ではないかと思われる。	厚生労働省の回答では、地域包括支援センターは、さまざまな問題・ニーズを呈しやすい高齢者の犯罪被害後の多義的な問題対処や、高齢者虐待、介護殺人、また近年増加している詐欺犯罪等の予防的対応なども含めて、複合的な被害者支援のノウハウがますます求められることが想定される機関であると言える。その意味では、保健福祉の視点から高齢被害者に係ることが可能である。高齢者のさまざまな問題を考慮に入れながら犯罪被害の相談および情報の提供を行えることが望ましいのではないかと。また、「精神保健福祉士の配置の意見具申」については、日本精神保健福祉協会からの意見具申があった旨についての報道がなされており、現状ではまだ対応できないと思われるが、今後そのような配置があった場合にはよりその機能が強化されると思われる。